

## 平成26年第5回横手市議会9月定例会会議録

---

### 議事日程（第5号）

平成26年9月19日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 45号 平成25年度横手市財政健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第 46号 平成25年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第 3 議案第139号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 請願26第1号 国道13号線沿い「十文字地区古内河川敷スポーツ公園」への水道施設設置について
- 第 5 陳情26第15号 市道拡幅について
- 第 6 認定第 1号 平成25年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 2号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 3号 平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 4号 平成25年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 5号 平成25年度横手市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 6号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 7号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 8号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 9号 平成25年度横手市障害者支援施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第10号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第11号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第12号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第13号 平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第14号 平成25年度横手市横手町四町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第15号 平成25年度横手市横手地域財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第16号 平成25年度横手市前郷地区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第17号 平成25年度横手市金沢中野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第18号 平成25年度横手市西成瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第19号 平成25年度横手市醍醐財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第20号 平成25年度横手市里見財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第21号 平成25年度横手市福地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第27 認定第 22号 平成25年度横手市総合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第 23号 平成25年度横手市病院事業会計決算の認定について
- 第29 認定第 24号 平成25年度横手市水道事業会計決算の認定について
- 第30 認定第 25号 平成25年度横手市下水道事業会計決算の認定について
- 第31 議案第124号 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第32 議案第125号 横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第33 議案第126号 横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第34 議案第127号 横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第133号 平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第36 議案第134号 平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）
- 第37 議案第138号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第38 議案第128号 横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第129号 横手市企業振興条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第131号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第41 議案第135号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 第42 議案第136号 平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第43 議案第137号 平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第44 請願26第2号 政府による緊急の過剰米処理を求めることについて
- 第45 請願26第3号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」について
- 第46 陳情26第3号 排水整備及び側溝整備について
- 第47 陳情26第14号 隣接する道路を通る車の振動によって被る自宅の被害について
- 第48 議案第130号 財産の取得について（雄物川小学校スクールバス購入）
- 第49 陳情26第12号 集団的自衛権についての憲法解釈変更をしないよう求めることについて
- 第50 陳情26第13号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定への反対を求めることについて
- 第51 陳情26第17号 消費税10%への引き上げ中止を求めることについて
- 第52 議案第132号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第2号）
- 第53 議案第139号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第3号）
- 第54 議会案第 7号 地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書
- 第55 議員派遣の件
- 第56 議会案第 8号 将来に希望の持てる農業政策を推進する決議
- 第57 議会案第 9号 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の死亡に関する第三者委員会による調査実施を求める決議

---

## 本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

---

### 出席議員（26名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10番	青山豊
11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴
23番	阿部正夫	24番	斎藤光司
25番	菅原惠悦	26番	佐々木誠

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者（32名）

市長	高橋大	副市長	佐藤良吉
副市長	藤本和宏	教育長	伊藤孝俊
総務企画部長	石山清和	財務部長	小丹茂樹
市民生活部長	小川良平	健康福祉部長	佐野司
農林部長	佐々木隆	商工観光部長	浮嶋伸
建設部長	遠藤久志	上下水道部長	高橋実
教育総務部長	柴田恒宏	教育指導部長	高橋成浩
消防長	伊藤弘明	市立横手病院 事務局長	佐藤正弘

市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	渡部幸伸
総務企画部次長 兼秘書広報課長	小田嶋利宏	総務企画部長	佐藤均
総務企画部長 兼経営企画課長	村田清和	財務部次長 兼財政課長	三浦淳
横手地域局長	武田浩一	増田地域局長	阿部仁
平鹿地域局長	高橋嘉	雄物川地域局長	杉山哲
大森地域局長	高橋征徳	十文字地域局長	松本和弘
山内地域局長	加賀谷秀昭	大雄地域局長	小松田文夫
代表監査委員	佐々木豊	会計管理者	佐藤しげ子

---

**事務局職員出席者**

事務局 局長	皆川規和	主 幹	村上伸夫
総務係 主査	小田嶋あけみ	議事調査係主査	松井尊臣
議事調査係主任	藤井健一		

◎開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎報告第45号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第1、報告第45号平成25年度横手市財政健全化判断比率の報告について報告を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 おはようございます。

ただいま議題となりました報告第45号平成25年度横手市財政健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

追加議案書その2の1ページをごらんください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率を監査委員の意見を付して議会へ報告するものであります。

内容であります。表のほうをごらんください。普通会計ベースの実質赤字比率、普通会計に公営事業会計を加えた連結実質赤字比率ともいずれも黒字でありまして、該当はありません。

続いて、実質公債比率ですけれども、これは11.1%で、平成24年度は12.8%でありまして、1.7ポイント改善しております。この比率が改善したのは、準元利償還金が減少したことによるものであります。

次に、将来負担比率は51.8%で、24年度は70.2%でありまして、こちらも18.4ポイント改善しております。この比率が改善したのは、地方債現在高の減などの将来負担が減少したことと、財政調整基金、減債基金などの充当可能財源などが増えたことなどによるものであります。

報告の内容の詳細につきましては、添付の参考資料の財政健全化判断比率についてに記載しております。また、監査委員による審査意見書についても参考資料とともに添付しております。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第45号の報告を終わります。

---

◎報告第46号の上程、説明、質疑

○木村清貴 議長 日程第2、報告第46号平成25年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について

報告を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました報告第46号平成25年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告についてご説明いたします。

追加議案書その2の2ページをごらんください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見を付して議会へ報告するものであります。

表のほうをごらんください。

公営企業の資金不足比率であります。実質収支がいずれも黒字でありまして、資金不足比率に該当はございません。

報告の内容の詳細につきましては添付の参考資料に記載しております。また、監査委員による審査意見書についても参考資料とともに添付しております。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第46号の報告を終わります。

---

#### ◎議案第139号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第3、議案第164号平成26年度横手市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました議案第139号平成26年度横手市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

それでは、追加議案書その2の予算書議案の1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ700万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ563億940万円に定めようとするものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、5ページの下段のほうをごらんください。

6款1項9目農業施設費で有機センター等管理経費として700万円を計上しております。これは、大雄の堆肥センターの雪害に伴う製品棟屋根の修繕工事につきまして設計見直しをしたことに伴います増額補正であります。

続いて歳入ですが、同じく5ページ上段をごらんください。

18款繰入金で、財政調整基金から700万円を繰り入れすることによりまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

一般会計予算特別委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

---

午前10時07分 再開

○木村清貴 議長 「議案第164号」と申し上げましたが、「議案第139号」の間違いでありますので、訂正いたします。

一般会計予算特別委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午後 1時50分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎請願の取り下げ

○木村清貴 議長 日程第4、請願26第1号国道13号線沿い「十文字地区古内河川敷スポーツ公園」への水道施設設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願26第1号は、請願者より取り下げ願の申し出があり、総務文教常任委員会では取り下げ願を承認した旨の報告があります。委員長から報告のとおり、請願の取り下げを承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から報告のとおり請願26第1号については取り下げを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情26第15号の継続審査の申し出について

○木村清貴 議長 日程第5、陳情26第15号市道拡幅については、産業建設常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎認定第1号～認定第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第6、認定第1号平成25年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第30、認定第25号平成25年度横手市下水道事業会計決算の認定についてまでの25件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

【決算特別委員長（26番佐々木誠議員）登壇】

○佐々木誠 決算特別委員長 決算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

今定例会におきまして決算特別委員会に付託になりました認定25件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

認定25件の審査については、8月26日に決算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は、9月8日と9日に行われました。

9月17日に開催した決算特別委員会では、各分科会長報告を受け、それを踏まえて市長に対し3名が総括質疑を行ったところであります。

認定25件について討論はなく、採決の結果、全て認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第23号、第24号、第25号の7件については起立採決を行い、第3号は起立多数、他の6件は起立全員でありました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、認定第1号平成25年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。



認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第2号平成25年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第3号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第3号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第4号平成25年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第4号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第23号平成25年度横手市病院事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第23号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、認定第23号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第24号平成25年度横手市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第24号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、認定第24号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第25号平成25年度横手市下水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第25号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、認定第25号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、既に議決されております7件を除く18件について採決いたします。

18件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

**◎議案第124号～議案第138号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○木村清貴 議長 日程第31、議案第124号横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例より日程第37、議案第138号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）までの7件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

**【厚生常任委員長（5番小野正伸議員）登壇】**

○小野正伸 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案7件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第124号横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、みなし確認制度による適格性の確認についての質疑に対し、当局より、みなし確認制度は子ども・子育て支援法の規定に基づくものであり、現に認可され運営されている施設については新制度への移行後も施設型給付の給付施設として認められる。なお、

確認制度は、確認時点において認可基準を満たし、施設型給付等を受給して保育事業を運営する資格があるかどうかを確認するのがその趣旨だと考えるとの答弁がありました。

また、子ども・子育て支援新制度においては、市が責任を持って保育所への入退所の決定や適切な保育施設のあっせん、利用の要請または調整も行うということでよいかとの質疑に対し、当局より、児童福祉法の中で市町村は保育を必要とする場合において保育所において保育をしなければならないという義務づけがなされているため、市が責任を持って行うとの答弁がありました。

このほか、上乗せ徴収、実費徴収等についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第125号横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、食事提供の特例について、やむを得ない場合はほかで調理して搬入することができるかとあるが、衛生面、栄養面、アレルギー対応などで心配だ。他自治体の例を見ても外部搬入は不可というところがあるが、どのように考えるかとの質疑に対し、当局より条例中にアレルギー対応等についても規定しており一定の基準は示されていると認識している。参酌すべき基準としてそのまま採用したとの答弁がありました。

このほか、保育士の資格基準、子育て支援員の研修等についての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、今後、就労形態の多様化に伴い市にもこのような施設が参入することを想定して条例制定するものであることはわかる。しかし、国が先走ってしまったという大きな問題を抱えたものなので、例えば食事の件を初めとして随時要綱等を定めるということをもって賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第126号横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、この条例をつくることにより現在の事業への影響はあるかとの質疑に対し、当局より、児童福祉法の改正に伴い学童保育の対象が6年生までになったため、将来的には6年生まで受け入れたいが、まず場所の確保という問題がある。また、支援員も要請しなければならない。来年度については少なくとも4年生までの待機児童は出さない態勢をとるようにしたいとの答弁がありました。

また、空き教室の利用について教育委員会との連携はとれているかとの質疑に対し、当局より、教育委員会を通して各学校に空き教室や余裕教室について照会しており、今後、教育委員会の担当部署と来年度以降の対応について協議する予定であるとの答弁がありました。

このほか、放課後子ども教室、支援員の人材確保等についての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、開所日数や開所時間において、市が全国を上回る基準で放課後の子どもたちに福祉の目を注いでくれたことに感謝する。ただ、政府の言う学校開放の意味

をより深く検討していただきたいと思う。安全・安心の対策はもちろんだが、あくまでも学校の延長ではなく、よく言われるように昼間の兄弟という位置づけで、支援員の処遇改善と研修の充実を念頭に置いて推進していただきたいとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第127号横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、事業所として就労者を獲得するための努力が見えないが現状はどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、養護学校での説明会による勧誘や施設等のPRにより努めてきたが、昨年度、養護学校卒業者のうち一般就労したのは5名程度で、その他の30名程度は市内の障害者就労支援施設等を利用している。ひまわり社は月1万円から1万2,000円程度の報酬であり、人気のある施設に比べて少ないため、新しい施設や賃金の多い施設を利用する傾向があるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第133号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市内に多数建設されているサービス付き高齢者向け住宅についての質疑に対し、当局より、国ではサービス付き高齢者向け住宅が介護保険の給付に影響を及ぼすとして住宅地特例を適用し、出身自治体の給付負担に制度が変わる見込みである。施設については待機者の受け入れ施設としての要素もあるが、入所にはお金がかかるため市内の低所得者向けではないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第134号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第138号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、源泉所得税の納付ミスについて再発防止の対策は講じているか、また体制的な問題はないかとの質疑に対し、当局より、再発防止策として事務処理において機械的に確認するチェック体制を導入した。また、体制的な問題として、現在、健診センター、営繕を含めた事務局の正職員は9名であるが、一、二名が不足している。臨時職員を補充し対応しているが厳しい状況であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第124号横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第124号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第125号横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第125号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第126号横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第126号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く4件について採決いたします。

4件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、4件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第128号～陳情26第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第38、議案第128号横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例より日程第47、陳情26第14号隣接する道路を通る車の振動によって被る自宅の被害についてまでの10件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（24番齋藤光司議員）登壇】

○齋藤光司 産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告。

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案6件、請願2件、陳情1件及び継続審査となっております陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第128号横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理によって利用者の負担も軽減され利用者数が増えることが望ましいと思うが、どのように考えているかとの質疑に対し、当局より、利用料金は条例の定めであり、公益性が高ければ指定管理者が市長の意見を聞いて減額できることとしている。ただし、現時点ではなかなか収入が支出に見合わない状況であり、消費税の引き上げも予定されていることから、それに合わせて若干の引き上げが必要になると思っている。市民の皆さんの理解を得ながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、利用の許可や取り消しの判断について、指定管理者が迷ったり事後に誤りであったことに気づいたりする場合も想定される。どのように対応しようと考えているのかという質疑に対し、当局より、現在の規定、要綱等が基本となるが、判断に迷うような場合は単独で判断するのではなく市にも協議していただくような体制をとっていきたいとの答弁がありました。

また、現在営業中のテナントと指定管理した場合の対応について協議しているかとの質疑に対し、当局より、現在調整中である。今回の条例改正は市の方向性として指定管理ができるようにするものであり、実際に指定管理をする段階で十分な対応をしていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第129号横手市企業振興条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、無形固定資産とはどのようなものかとの質疑に対し、当局より、鉱業権、漁業権、ダム使用权などであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について及び議案第135号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）の2件は一括議題として審査いたしました。

議案2件について質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第136号平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、三枚橋地区土地区画整理事業の今後の予定についての質疑に対し、当局より、建物移転については平成26年3月31日現在の実績では残り14戸という状況である。そのほかに移転を要するものが若干出てきているが、事業は平成31年度で終了し、5年間の清算期間を経て平成36年度で完了する予定であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第137号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑、討論はな

く、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願26第2号政府による緊急の過剰米処理を求めることについて、審査における主な意見を申し上げますと、米価の動向が気になるところであり、現状を考えれば意見書を出すことは有効であるとの意見がありました。

討論では、斎藤勇委員より、賛成の立場で、農家はこれまで減反など生産調整に応じてきた。米価の下落は農家にとって大変悲惨な状況をもたらす。今年産米への影響を考えれば、緊急的に過剰米の市場隔離と需給調整を国の責任においてきっちりと行う必要があるとの討論がありました。

本請願について、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願26第3号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」について、審査における主な意見を申し上げますと、政府は農業改革を進めようとしている、戦後農政の大転換、決算という表現も聞かれる。しかし、地域農業はコミュニティーの形成にも寄与しており、その解体につながるような改革は中止させるべきだとの意見がありました。

本請願について討論はなく、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情26第3号排水整備及び側溝整備について、審査における主な意見を申し上げますと、二度現地を訪問し陳情者からの説明を受けたが、融雪に使いたいという要望と生活排水を流したいという要望が混在し、地域での意見が統一されていないと感じた。もう一度地域でしっかりと話し合いをしてもらいたいとの意見がありました。

また、生活環境を改善してほしいという要望である。行政と住民が一緒になって事業を進める方法もあると思う。要望にはできるだけ応えるべきだとの意見もありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、陳情26第14号隣接する道路を通る車の振動によって被る自宅の被害について、審査における主な意見を申し上げますと、現地で陳情者から宅地購入時の説明も聞いたが、土質の問題もあると感じた。市ではこれまで陳情者の要望に対しさまざまな対応をしてきた。また、振動測定の結果も法に定められた限度を下回っている。これらのことから判断すれば市道の構造あるいは通過する車両の振動が一義的な要因ではないと思われるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

3番立身万千子議員。

【3番（立身万千子議員）登壇】

○3番（立身万千子議員） 私は、請願26第2号政府による緊急の過剰米処理を求めることについてに賛成の立場で討論します。

水稻を基盤とする横手市農業にとって、全国的な米価暴落は大変な痛手になることが強く懸念されます。横手市の場合、今回の暴落により昨年比マイナス3,000円の価格は水稻全体で約28億円の減収になると算出されています。

この間ずっとコメの過剰在庫があるにもかかわらずミニマムアクセス米を輸入し続けた国の農業政策は、悪化の一途をたどっているとしか思えません。

今回の状況は複合的な農家へのいじめであり、特に担い手にとっては死活問題です。今でさえ米の売り渡し価格が生産費を大幅に下回っている状態で、国の言う強い農業政策は岐路に立たされている農家の担い手をどう育成し確保するのか、その保障がないに等しいと言わざるを得ません。

このような非常事態ともいえる現状を打破するには国の責任で過剰米処理の緊急対策を実施することが必要だと考え、この請願はぜひ採択するべきと訴えます。

○木村清貴 議長 ほかに討論ありませんか。

3番立身万千子議員。

【3番（立身万千子議員）登壇】

○3番（立身万千子議員） 請願26第3号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願に賛成の立場で討論します。

この請願趣旨は、国が日本の農業をどう変えていく方向にあるのかを懸念し分析した結果、将来にわたって安全・安心な食料の生産と供給を担い、かつ環境と調和できる農業とはまさに家族経営であって、持続可能な家族農業を支援するべき機関として農業委員会や農業協同組合の位置づけの重要性を訴えています。

企業の農地所有はあくまでも利潤追求が第一義であり、これまでも採算がとれないと見るやいち早く農地を放棄し撤退して、その結果、地方自治体の雇用も農地の安全性もなくされてしまった例が日本の各地にありました。

食料自給率が危機的に低下している日本は、今こそ諸外国に倣い国が手厚く農業を守り、自主的に運営される協同組合が本来の責務を全うすることが必要であって、とりわけ命の源である食料の生産を担うという重要な役目を持つ農業を基幹産業とする横手市においては、国に対し家族農業の施策を強く働きかけることで子どもたちの食育も農産物の6次産業化も実現するものと考えます。

したがって、この請願の願意を妥当と認め、採択することに賛成します。

○木村清貴 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】



○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、請願、陳情を除く6件について採決いたします。

6件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、6件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、請願26第2号政府による緊急の過剰米処理を求めることについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、請願26第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、請願26第3号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、請願26第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情26第3号排水整備及び側溝整備についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情26第14号隣接する道路を通る車の振動によって被る自宅の被害についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【起立者なし】

○木村清貴 議長 起立者なしであります。したがって、陳情26第14号は不採択とすることに決定いたしました。

---

◎議案第130号～陳情26第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第48、議案第130号財産の取得についてより日程第51、陳情26第17号消費税10%への引き上げ中止を求めることについてまでの4件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（15番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案1件、陳情1件及び継続審査となっておりました陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第130号財産の取得については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情26第12号集団的自衛権についての憲法解釈変更をしないよう求めることについて及び陳情26第13号集団的自衛権行使を容認する閣議決定への反対を求めることについての2件については一括議題といたしました。

審査における意見を申し上げますと、実際に備えがないと有事の際の対応に時間がかかり、まさしく何ともならない状況になりかねないと思う。また、閣議決定によって即戦争と考えるのは極端過ぎる。過去の大戦の反省を考えると二重三重にブレーキがかかるものと考えられるので、この陳情は納得しかねるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、いずれも出席者起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、陳情26第17号消費税10%への引き上げ中止を求めることについて、主な意見を申し上げますと、横手市の現状を見ると景気が上向いているとはとても思えず、燃料の高騰などによって経済的な負担に苦しんでいる状況にあると思う。こういう中での10%引き上げは非常に厳しいと思うので、この陳情は理解できるとの意見がありました。

また、県内の実情を見れば10%への引き上げ中止というのはわからないわけではない。しかし、日本という視点で見た場合、社会保障費をどのように捻出するかが今後の大きな課題だと思う。今やらなければ子どもたちへの影響が非常に大きいと感じられるので、国民が均等に痛みを分かち合うことが必要と考える。

まずは社会保障制度を整備し、その上で別の政策で地方経済を救うような方法もあると思うので、一律10%の引き上げを中止するのはいかがかと思うとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

4番斎藤勇議員。

【4番（斎藤勇議員）登壇】

○4番（斎藤勇議員） ただいま上程されました陳情26第12号と第13号について賛成の立場から討論に参加したいと思います。

今、ご承知のように、国際情勢の大きな不安の一つに中東イラク紛争があのように続いております。ご承知のように、当時、安保理決議がないままに起こしたのがアメリカの戦争でもありました。その事態も、貧困が増えてテロリストが生まれ、そして事態が本当に複雑化しております。このように、武力では何の解決も見出せないことは一目瞭然ではないでしょうか。

今、各国からそれこそ平和の方向が望まれる中で、日本政府の安倍政権は、憲法9条を持つ国のもとで集団的自衛権の行使容認をどうするか、あるいはどういうことかということで日本中、大いに議論がなされております。

今の自衛隊法、専守防衛、攻撃された場合の応戦ですけれども、今度の集団的自衛権の行使は、攻撃がなくても海外で戦争する、そういう国に乗り出すものであります。具体的な危険はどこにあるかということ言えば、ご承知のように2001年のアフガニスタン戦争、それから2003年のイラク戦争、あのような戦争をアメリカは起こしました。その際に、これまでの海外派兵法で武力行使をしてはならない、戦闘地域には行ってはならないとするものでありましたが、今回の集団的自衛権はこのいわば歯止めを外して自衛隊が戦闘地域まで行って軍事活動をして、それこそ若者の血が流し流される、そういうことが容易にわかるわけであります。そもそも安倍政権のこの集団的自衛権の行使容認の閣議決定は、この間の、例えば1972年の政府見解をもとにしていますけれども、結局、これを歪曲したものにほかなりません。

つまり、我が国を取り巻く安全保障環境の変容が続いている、こういう説明でもありますし、そして憲法前文の平和的生存権あるいは同13条の幸福追求権を口実に、これを守るためには必要な最小限の実力とその行使をということで、他国のために、つまり海外で武力を行使する、これができるということに置きかえたものであります。まさに結論ありきの政府解釈ではないでしょうか。

我が国は、他国から攻撃を受けた場合と、外国から、つまり海外での戦争を行使しようとする今の政府解釈がここにあるわけであります。しかも、その理由の一つに、相手国とかあるいは抽象的な表現に終始したことであります。ですから、限定とか歯止めはやっぱり全くないものと思われまます。当時、石破元幹事長は地球の裏側まで行くことができ得るんだということを、無限定ぶりをよく示したものであります。

現在、安倍首相は世界を回って外交ということでやっていますけれども、専らその中身は原発やあるいは武器を売る、そして今の集団的自衛権の支持取りつけに躍起であります。やるべきことは、今のこの平和外交を、きちっとした戦略を持って真摯に活動することこそ肝要ではないでしょうか。

どうぞひとつこの陳情の趣旨を皆さんにご理解いただいて、この件に対する賛同をお願いして討論いたします。よろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 ほかに討論ありませんか。

3番立身万千子議員。

【3番（立身万千子議員）登壇】

○3番（立身万千子議員） 私は、陳情26第17号に賛成の立場で討論します。

今年4月に消費税を8%に引き上げた後の景気はどうなったでしょうか。4月から6月期の国内総生産、いわゆるGDPは、年率換算で7.1%の大幅な落ち込みとなりました。特に家計消費が19%と、この20年間で最大の悪化を示しています。増税の影響を想定内と言い続けてきた安倍首相の主張は崩れ去っていると言わざるを得ません。

8月に時事通信が発表した世論調査では、消費税率10%への引き上げに74.8%の人が反対しています。家計に負担がかかるという理由が最多を占めているその一方で、自分では消費税を一度も税務署に納めたことのない輸出大企業が莫大な還付金を受け取っている実態が明らかになりました。しかも、例えばトヨタの本社がある愛知県豊田税務署や日産の本社がある神奈川税務署など8つの税務署は消費税収入が億の単位で赤字になっているという状況を、私たち国民はもっと厳しく見るべきではないでしょうか。

介護や子育ての政策を消費税増税とセットで打ち出す国の姿勢は、税と社会保障の一体改革以前から国民とは乖離したものであり、公平ではないという事実をもってこの陳情は願意妥当と認め、採択することに賛成します。

○木村清貴 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第130号財産の取得についてを採決いたします。  
議案第130号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第130号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情26第12号集団的自衛権についての憲法解釈を変更しないよう求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情26第13号集团的自衛権行使を容認する閣議決定への反対を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第13号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情26第17号消費税10%への引き上げ中止を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第17号は不採択とすることに決定いたしました。

---

◎議案第132号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第52、議案第132号平成26年度横手市一般会計補正予算（第2号）及び日程第53、議案第139号平成26年度横手市一般会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（25番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第132号の審査については、8月25日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

また、議案第139号の審査については、本日、一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置されている総務文教分科会、産業建設分科会の2つの分科会に委嘱いたしました。

各分科会での審査を経て、先ほど開催いたしました一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は全て原案のとおり可決すべきものでありました。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第132号平成26年度横手市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第132号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第139号平成26年度横手市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第139号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第54、議案第7号地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。10番青山豊議員。

【10番（青山豊議員）登壇】

○10番（青山豊議員） 地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書案の提案理由を申し上げます。

アベノミクスによって首都圏の大企業を中心に経済状況は上向きになってはいるものの、地方や中小企業への波及効果はまだまだ十分ではありません。このような状況を踏まえ、国においては、地方の声を重視し、特性を生かした成長、活性化対策が必要となります。また、雇用の安定こそが国民生活、市民生活向上の鍵であることは論をまたないところであり、そのためには今以上に働く者の立場に立った雇用政策を推進すべきであります。

よって、持続的成長につながる経済のさらなる発展と雇用の安定に向けた政策、措置を行うよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものです。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○木村清貴 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議員派遣の件

○木村清貴 議長 日程第55、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときはその取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。再開は議会運営委員会終了後といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時30分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第56、議案第8号将来に希望の持てる農業政策を推進する決議を議題といたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

趣旨の説明を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（24番齋藤光司議員）登壇】

○齋藤光司 産業建設常任委員長 将来に希望の持てる農業政策を推進する決議案の提案理由を申し上げます。

去る9月12日、JA全農あきたは2014年産米の概算金を決めました。あきたこまち一等米は前年より3,000円低い8,500円で、過去最低で農家に衝撃が走りました。

日本の農業は、安全・安心な食料の供給を初め、国土保全や環境維持など多面的機能を担うことで生活の基盤を形成してきました。加えて、地域コミュニティの形成にも極めて重要な役割を担っています。

横手市農業は、水稻を基盤にさまざまな部門や作目を組み合わせ、県内トップクラスの複合産地としての地位を確立しています。しかし、今回の採算ベースを割り込む価格決定は、特に担い手や大規模な稲作農家ほど打撃が大きく、当地域の農業経営の基盤を揺るがすものであり、ひいてはこれまで推進してきた複合化の取り組みに大きな影を落とし、地域経済にも影響が大きいと思われま

す。国では、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山村」を実現するため農政改革を進めていますが、米の売り渡し価格が生産費を大幅に下回ることになれば来年度以降の生産にも影響し、担い手の確保育成や農地の集約化など農政改革の停滞も心配されます。今まさに、将来に希望を有する持続可能な農業の確立に向け、改めて真剣に取り組む必要があります。

よって、横手市議会は、一丸となって横手市やあらゆる関係者と連携し、地域を守り、将来にわたって持続的に農業を発展させるため全力を尽くすものであります。

本決議案は横手市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提案するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】



○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議会案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第57、議会案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の死亡に関する第三者委員会による調査実施を求める決議を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。8番寿松木孝議員。

【8番（寿松木孝議員）登壇】

○8番（寿松木孝議員） 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の死亡に関する第三者委員会による調査実施を求める決議につきましては、本文を朗読し、趣旨の説明とさせていただきたいと思っております。

平成26年6月16日の秋田県後期高齢者医療広域連合に派遣していた本市職員の訃報に、私たちは大きな衝撃を受けた。

本市からの職員派遣については、派遣先の業務を円滑に遂行するため十分な知識・経験を備えた職員を派遣しているが、その職員が派遣から僅か2か月余りで自らの命を絶ってしまったからである。ご遺族の心痛は察するに余りあるものがある。

遺書にはパワーハラスメントを受けていたということが明記されていたとのことであるが、将来のある大切な命が失われたという事の重大さを考えるとき、遺書に記されていた事実の有無を客観的に調査し、判断することが必要である。

事案発生後、広域連合は、事務局内部での調査のみをもって、「パワーハラスメントはなかった」と結論付け、これ以上の調査は必要なしとしている。しかし、その調査は、いわば身内の調査と言わざるを得ず、事案は人の命にかかわった極めて重い問題であることに鑑みれば、調査はあくまで客観性と透

明性を確保して行うべきである。このままでは、広域連合と構成市町村の信頼関係にも悪影響を及ぼす結果になりかねない。

今後も、国民健康保険事業を含め、様々な事業において広域連携・広域処理が求められている中であって、広域連合と構成団体の信頼関係を損なうようなことは、絶対にあってはならない。

広域連合自らが第三者委員会による調査を行うことは、ご遺族や構成市町村に対する責務であり、また、その実施こそが、広域連合が透明性のある運営を行う組織であることを示し、今後も構成市町村が安心して職員を派遣できるようにするための唯一の方策であると考えます。

ここに、本市議会は、議員全員の総意をもって、当市派遣職員の死亡に係る広域連合事務局内におけるパワーハラスメントの有無につき、第三者委員会による調査を実施するよう広域連合はもとより関係機関に対して強く要請していくものとする。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○木村清貴 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。ただいまから討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○木村清貴 議長 これで平成26年第5回横手市議会9月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時42分 閉 会